

令和4年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年 9月15日
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和4年 9月15日(木) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 8番 菊地 政文 議員 9番 西尾 幸太郎 議員

1. 出席議員

1番	岡田 智子	7番	村上 謙武	13番	石田 茂春
2番	牧野 牧子	8番	菊地 政文	14番	高宮 陽一
3番	藤野 定幸	9番	西尾 幸太郎	15番	米澤 壽重
4番	齋藤 則子	10番	池田 賢治	16番	池田 信博
5番	田中 一隆	11番	安部 大助		
6番	大江 寿	12番	前田 芳樹		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文 男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	増本 直行
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長	石田 寛弥	都市計画課長	石田 傑
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	中村 恒一
保健福祉課長	野津 千秋	布施支所長	山根 淳
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	藤野 一
環境課長	原 秀人	都万支所長	砂本 進
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	茶山 宏
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上克樹

事務局長補佐 山本幸子

1. 町長提出議案の題目

報告第 4 号 令和 3 年度隠岐の島町上水道事業会計予算繰越計算書について

議 第 59 号 令和 4 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）

議 第 60 号 令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

議 第 61 号 令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正
予算（第 1 号）

議 第 62 号 令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正
予算（第 1 号）

議 第 63 号 令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正
予算（第 1 号）

議 第 64 号 令和 4 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議 第 65 号 令和 4 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）

議 第 66 号 令和 4 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議 第 67 号 令和 4 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

議 第 68 号 隠岐の島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議 第 69 号 隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議 第 70 号 隠岐の島町証紙条例の一部を改正する条例

議 第 71 号 隠岐の島町特別会計条例の一部を改正する条例

議 第 72 号 隠岐の島町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 73 号 地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部
を改正する条例

議 第 74 号 隠岐の島町クリーンセンター設置及び管理条例を廃止する条例

議 第 75 号 工事請負契約の締結について〔3 災 1900 号 町道油井 21 号線①道路災害復
旧工事〕

議 第 76 号 工事請負契約の締結について〔五箇中学校受電設備変更・特別教室空調整
備工事〕

議 第 77 号 令和 3 年度隠岐の島町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の

認定について

- 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 認定第 1 号 令和 3 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和 3 年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和 3 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 令和 3 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 令和 3 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10 号 令和 3 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11 号 令和 3 年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 令和 3 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、令和 4 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9 時 30 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により8番:菊地 政文 議員、9番:西尾 幸太郎 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 決 定 の 件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの15日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から9月29日までの15日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和4年第2回定例会以降の議会に関する行事、会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

未だ、収束の見えない新型コロナウイルス感染症の状況であり、本町においても毎日の定時放送により、感染者数が報告され続けている状況であります。

一刻も早い、感染症に左右されない平穏な日常に戻ることを願って止みません。

このような状況下ではありましたが、主催者において感染対策を施し開催が可能となりました会議等についてのご報告をいたします。

はじめに、7月12日に、島根県監査委員協議会定期総会・研修会が松江市で開催され、監査委員2名が出席しました。

午前に開催された研修会では、合同会社みらい会計研究所の公認会計士、中川美雪先生なかがわみゆきより、「地方公会計の活用」と題して講話があり、普段では気付かない点についてなど、大変興味深い内容であったと報告を受けております。午後からの総会では、最初に監査事務の功労者表彰がありました。6年以上在職実績のある監査委員1名、並びに事務局職員1名の、計2名の方が表彰されました。

続いて協議会の会務報告及び令和3年度収支決算認定、令和4年度事業計画及び収支予算(案)の説明、要望決議が議題に挙げられ、すべて可決、承認されております。

次に、8月30日に、島根県町村議会議長会臨時総会と、これに併せて知事との意見交換

会が開催されました。

臨時総会では、町村議長及び本会役員の異動があり、川本町が飯田武則氏いいだたけのりから植田昌平氏うえだしょうへいに。また、津和野町においては沖田 守氏おきた まもるが草田吉丸氏くさだきちまるへそれぞれ変更となりました。引き続き、令和3年度決算の認定、令和4年度の補正予算案、役員の補欠選任等が上程され、全会一致で可決、承認されました。

続いて開催された知事との意見交換会では、令和5年度の島根県予算に対する要望について、各町村議長から意見が出され、知事よりそれに対する県の考え方についての意見が述べられました。産業の振興、災害復旧に対する更なる支援等々を訴える中、本町議会からは、「隠岐島油槽所大規模修繕工事に係る国への財政的支援措置について」の意見を述べましたので、ご報告いたします。

次に、請願・陳情につきましては、本日までに請願1件、及び要望1件を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、この2件について所管の常任委員会に付託することにいたしましたのでご理解願います。

次に、去る6月定例会において議決されました、委員会提出議案について、お手元に配付しました「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

最後に、議員の派遣につきましては、前回の定例会に諮ることのできなかつた派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は事務局に保管してありますので、必要に応じご覧いただきたいと思います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4 . 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

おはようございます。

「令和4年第3回隠岐の島町議会定例会」の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、この度の台風11号の接近に伴い、暴風、波浪、高潮警報が発令され、9月6日の早朝より、港町、西町、加茂、西田地区等、海岸地域において、床下浸水、道路の冠水等の被害が発生いたしました。

当日は、消防団員をはじめ地域の皆様のご協力をいただきましたことに対し厚くお礼申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

幸いにも人的被害はございませんでしたが、島根県をはじめとする関係機関と連携し、高潮被害の根本的な解決に向け取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本日は、令和4年第3回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、令和4年度一般会計補正予算及び特別会計の補正予算、条例の一部改正及び工事請負契約の締結並びに令和3年度決算認定案件など、34件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、6月に開催をいたしました「令和4年第2回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、ご報告をいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症への対応状況について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルスのオミクロン株の流行による「第7波」では、7月後半以降、全国で一日当たりの新規感染者が過去最多を更新いたしましたが、現在のところ、新規感染者数は減少傾向にあります。

本町におきましても、7月下旬より感染者数が急速に増加し、8月8日には76名の感染者が確認されるなど、先行きが懸念されたところではありますが、その後、感染者数は減少に転じ、現在のところ少数にとどまっている状況にあります。

この間、町民の皆様や医療関係者の皆様には、感染予防にご協力をいただいておりますこと、改めまして深く感謝申し上げます。

ワクチンの接種状況についてであります。60歳以上の方、基礎疾患をお持ちの方等を対象とした4回目接種を7月上旬より順次実施しているところであり、今月末には終了する予定としております。

町内の経済対策につきましては、8月の議会臨時会で「消費喚起・物価高騰対策商品券発行事業」、「新型コロナウイルス対策水産事業者支援事業」をそれぞれ補正計上したところであり、本定例会においては、「新型コロナウイルス対策商工事業者支援事業」を追加補

正し、引き続き町内経済の回復に向けた施策に取り組んでまいります。

今後につきましても、島根県や医療機関等と連携を図りながら、感染拡大の防止と町内経済の回復に向けて、全力で取り組んでまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

次に、株式会社 鴻池組との包括連携協定の締結につきまして、ご報告申し上げます。

6月30日に、株式会社 鴻池組と、再生可能エネルギー等の推進による、地域の活性化を目的とした「包括連携協定」を締結いたしました。

この「包括連携協定」によって、現在検討しているペレット発電事業をはじめとする再生可能エネルギーを積極的に導入しながら、離島における地域脱炭素社会の実現や、災害時の電力供給を可能にしたレジリエンス機能を図るとともに、民間企業の投資を生み出すことで地域経済の活性化や、地元雇用の創出等につながることを期待するものであります。

次に、「隠岐空港利用促進」の取り組みにつきまして、ご報告申し上げます。

3年ぶりに夏季大型ジェット便が、8月1日から8月31日までの1か月間、就航いたしました。機材は165人乗りのボーイング737-800型機が就航し、1日の欠航もなく安定して運航されたところでございます。

本年の、最終搭乗率は49.6%、最終搭乗者数は5,075名となりました。盆明けには、コロナ感染拡大の影響により「ごさんせ CUP」の中止や一部の中学校の修学旅行の延期もあり、大人数のキャンセルが発生するなど、残念な出来事もございましたが、町民の皆様や本町を訪れていただいた、お客様への利便性の向上を図り、質感の高い安心で安全なサービスの提供をさせていただきながら、ウイズコロナ時代の新たなスタートを切ることができました。

この期間中、町民の皆様をはじめ関係者の皆様方には、深いご理解とご協力をいただき、改めまして感謝を申し上げます。

次に、「成人式」の開催につきまして、ご報告申し上げます。

8月15日に、隠岐島文化会館において「隠岐の島町成人式」が開催され、出席をいたしました。

新型コロナウイルス感染症の流行により、3年ぶりの開催となりましたが、式典を午前・午後に分けて執り行い、令和3年度の対象者29名、令和4年度の対象者68名の皆さんに出席いただき、成人としての新たな門出を祝いました。

この成人式を機に、今一度自分自身を見直され、心も新たに、更なる飛躍を目指して精進されることを、期待する次第であります。

次に、「国土交通大臣杯第13回全国離島交流中学生野球大会」につきまして、ご報告申し上げます。

「国土交通大臣杯第13回全国離島交流中学生野球大会」が、8月22日から26日にかけて、新潟県佐渡市において3年ぶりに開催されました。

2年間、延期を余儀なくされた本大会ではございましたが、コロナ禍における大会開催を、お引き受けいただいた佐渡市と地元関係者の皆様には、改めて感謝を申し上げます。本大会に、本町からは町内の中学生10名で『隠岐の島あんやらず』を結成し、参加いたしました。結果は、ベスト8進出です。少ない人数ではございましたが、みんなで力を合わせ、精一杯戦った成果であると感じているところであります。また、他の離島の選手たちとの交流を通じて、全国の離島が持つ役割や、人々が離島に住む意味を考え、ふるさとの素晴らしさを、改めて学ぶことができたのではないかと感じているところでもあります。

本町の代表として力いっぱいプレーした選手のみなさん、そして約1か月にわたり、熱心に選手をご指導いただいた監督、コーチの方々に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

次回の大会は、鹿児島県奄美大島での開催が決定いたしましたので、併せてご報告いたします。また本大会が、島の子どもたちにとって有意義な大会となるよう、引き続き取り組んでまいります。

最後に、「離島総合振興会議」につきまして、ご報告申し上げます。

8月31日に隠岐合同庁舎において「離島総合振興会議」が開催され、出席をいたしました。

本会議では、本年度末に失効を迎える島根県離島振興計画の評価を行いますとともに、改正離島振興法の成立を受け策定いたします「次期島根県離島振興計画」の内容について意見交換を行いました。

意見交換では、離島「隠岐」が抱える、輸送コスト、観光オフシーズン対策、雇用の確保、医療の確保、そしてエネルギー供給に関するさまざまな意見が述べられ、「次期島根県離島振興計画」への掲載に向け、検討を行うこととなっております。

今後、秋の臨時国会において「改正離島振興法」が成立する予定であります。令和5年4月の法施行に遅れをとらぬよう、県計画の策定はもとより、町として実施しなければならない、離島振興施策の検討を進めてまいります。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、6月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、「行政報告」終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第4号「令和3年度隠岐の島町上水道事業会計予算繰越計算書について」から認定第12号「令和3年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの34件を一括して議題といたします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました34件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、報告第4号の「令和3年度隠岐の島町上水道事業会計予算繰越計算書について」でございますが、令和3年度予算のうち中村地区の下水道整備に係る上水道管支障移転工事につきまして、令和4年度に予算繰越することといたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

続きまして、議第59号から議第67号までの9件につきましては、令和4年度一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第59号の「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は6億6,586万4,000円の追加でありまして、補正後の予算額を191億1,154万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス対策商工事業者支援事業、災害復旧事業、航路・航空路旅客運賃助成事業、光ファイバー通信施設管理運営事業、教育情報機器整備事業等に要する経費を計上しております。

また、人件費につきましては、人事異動等に伴いまして補正計上しております。

併せまして、「繰越明許費」及び「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 60 号の「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 4,888 万 6,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 20 億 2,310 万 2,000 円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の減額、過年度分県補助金の額確定に伴う返還金及び繰越金の額確定に伴う基金積立金の増額であります。

次に、議第 61 号の「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 46 万 7,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 9,913 万 3,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額であります。

次に、議第 62 号の「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 143 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 1 億 2,573 万円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の増減であります。

次に、議第 63 号の「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 431 万 6,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 1 億 1,798 万 4,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の増減であります。

次に、議第 64 号の「令和 4 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 1,392 万 7,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 16 億 1,082 万 7,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費及び施設管理費の増額であります。

また、下水道の普及促進を図るため、汚水処理整備事業を増額し、五箇地区公共下水道施設整備事業を減額するものであります。

併せまして、「地方債補正」を行っております。

次に、議第 65 号の「令和 4 年度隠岐の島町訪問看護特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 431 万 9,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 2,078 万 1,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費及び総合事務組合負担金の減額であります。

次に、議第 66 号の「令和 4 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第

1号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は376万2,000円の追加でありまして、補正後の予算額を4億2,506万2,000円とするものであります。

補正の内容は、島根県後期高齢者医療広域連合に納付いたします過年度分保険料等負担金の額確定に伴う増額であります。

次に、議第67号の「令和4年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。収益的予算の補正額は収益的支出において33万2,000円の減額でありまして、補正後の予算額を5億7,043万2,000円とするものであります。

補正の主な内容は、実績による住居手当等、職員給与費の減額であります。

また、資本的予算の補正額は、資本的支出において355万4,000円の追加でありまして、補正後の予算額を4億7,010万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、支障移転による建設改良費の増額であります。

続きまして、議第68号から議第76号までの9件につきましては、条例の一部改正、廃止、並びに工事請負契約の締結に関する議案であります。

まず、議第68号の「隠岐の島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。地方公務員法の一部改正に伴い来年4月より、地方公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられるため、定年年齢、役職定年制及び再任用制度等について、所要の改正を行うものであります。

次に、議第69号の「隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。人事院規則の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和及び育児参加のための休暇の対象期間の拡大等、職員の育児休業取得要件の緩和等を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第70号の「隠岐の島町証紙条例の一部を改正する条例」についてであります。現在、本条例に定める使用料及び手数料等は証紙による収入の方法により徴収することとなっており、キャッシュレス決済など証紙以外の多様な方法による納付が可能となるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議第71号の「隠岐の島町特別会計条例の一部を改正する条例」についてであります。来年4月1日に設置いたします、隠岐の島町国民健康保険西郷歯科診療所の特別会計を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第72号の「隠岐の島町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。来年4月1日より新たに隠岐の島町国民健康保険西郷歯科

診療所を設置することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 73 号の「地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。租税特別措置法及び同法施行令の改正により、条例中で引用しております規定について項ずれ等が生じていることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 74 号の「隠岐の島町クリーンセンター設置及び管理条例を廃止する条例」についてであります。本施設は、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理することを目的とした施設として管理してまいりましたが、公共下水道事業において、し尿・浄化槽汚泥の共同処理が開始され、本施設の役割を終えたことから、条例を廃止するものであります。

次に、議第 75 号の「工事請負契約の締結について〔3 災 1900 号 町道油井 21 号線①道路災害復旧工事〕」についてであります。去る 9 月 2 日、15 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、徳畑建設株式会社が落札いたしましたので、同社と契約金額 6,539 万 5,000 円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 76 号の「工事請負契約の締結について〔五箇中学校受電設備更新・特別教室空調整備工事〕」についてであります。去る 8 月 25 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社旭電機が落札いたしましたので、同社と契約金額 7,238 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 77 号の「令和 3 年度隠岐の島町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」であります。地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条の規定により、決算認定にあたり資金不足比率と、その関係書類についても監査委員の審査に付し、監査委員の意見書をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

続きまして、諮問第 3 号及び諮問第 4 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。本町の人権擁護委員 10 名のうち、2 名が本年 12 月 31 日をもって任期満了となりますことから、引き続きたけやしゆきまさ竹林行政氏を、また新たにとりもとさちえ鳥本幸枝氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、認定第1号の「令和3年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「令和3年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件12件は、地方自治法第233条第3項の規定により、決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の「意見書」をつけて、議会の認定に付するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、決算認定にあたり健全化判断比率と、その関係書類についても監査委員の審査に付し、監査委員の「意見書」をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

以上、34件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 7. 決 算 審 査 報 告

「決算審査報告」を行います。

嶽野代表監査委員より、令和3年度決算審査の報告を求めます。

番外：嶽野代表監査委員

○番外（代表監査委員 嶽野正弘）

去る8月1日に、町長から審査に付されました、令和3年度隠岐の島町一般会計、特別会計、及び公営企業の上水道事業会計の歳入歳出決算について、米澤議員と審査を行い、8月30日付で「審査意見書」を提出し、9月2日に町長に報告いたしました。その概要を意見書に沿って議会にも報告いたします。

なお、歳入歳出決算審査のほか「基金の運用状況の審査」、「普通会計の財政健全化審査」及び「公営企業の経営健全化審査」も実施いたしましたので、決算審査の意見に併せて順次報告いたします。

はじめに、一般会計及び特別会計の決算審査についての報告です。

第1、審査の概要の「審査の対象」は、一般会計及び11の特別会計の決算を対象としております。

審査の期間は、8月1日から29日までの間で、登庁しての審査実施日は上水道事業会計も含めて、例年どおり6日間で行いました。

続いて、審査の手続きは、町長から提出されました「歳入歳出決算書」など4つの書類

について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か、及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか、などに主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、そのほか必要と認める審査手続きを隠岐の島町監査基準に準拠して実施いたしました。

審査は、歳入においては、調定額と収入未済額、また予算現額と収入済額との差額の発生理由や、前年度決算における収入未済額と調定額との整合性について、歳出においては、予算の未執行及び不用額が多額な科目や事業について、そして時間外手当の状況、一般会計から特別会計への繰出金と基金の状況についても調査及び担当職員の聴取を行ったところです。

第2、審査の結果です。「決算計数について」の項目ですが、提出された各調書の計数に誤りは無いものと認めました。

続きまして、「財政状況、(1)の一般会計」の説明をいたしますので、資料の「別表①一般会計決算額年度比較」をお開きください。

上段の1の表「決算状況」の合計欄です。令和3年度の予算規模は191億5,547万1,000円で、決算規模は歳入が180億1,675万円、歳出が176億9,465万4,000円で、差し引きは3億2,209万6,000円となり、実質収支額は翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた2億5,027万9,000円でした。

前年度との比較は、その下の3及び4の表のとおり、予算規模で16億8,989万4,000円8.1%の減であったことから、決算額の歳入では9.2%、歳出では9.5%それぞれ減となっております。

令和3年度の決算の特徴は、2か年続きの豪雨災害にかかる災害復旧費、前年に引き続きコロナ対策関連経費の発生、また繰越明許費事業件数の増という大変な時期における予算編成を行った結果の決算といえます。町長をはじめとする職員のご尽力に感謝をまずもって申し上げたいと思います。

また、財源不足に対応するための財政調整基金と減債基金の繰入を行わずに決算をしたことは例年になく財政状況であったと伺えます。ちなみに実質収支額は、前年度は3億4,757万2,000円の基金繰入を行ったうえで、実質収支額2億4,399万3,000円でしたので、ほぼ同額となっております。

歳入・歳出予算額に対するそれぞれの収入率及び支出執行率の状況ですが、収入率は94.1%、執行率は92.4%で、前年度数値(収入率95.2%、執行率93.8%)より低い結果と

なりました。

詳細につきましては、昨年度の報告の機会でも申し上げましたように、繰越明許費の影響もあるが、人件費や繰り出し金の不用額が多額であるなど、予算編成上の課題もあると判断しており、今年度も要注意として取り上げているところです。

予算科目別の決算状況は「別表③一般会計決算状況」をご覧くださいことにして、次に、「特別会計」となっておりまして、「別表②特別会計の決算状況」をお開き下さい。

全会計の単純合計金額ですが、歳入決算総額 44 億 9,687 万 9,000 円、歳出決算総額は 44 億 2,310 万 7,000 円となり、全会計において差引欄のとおり黒字決算となっております。

なお、駐車場事業特別会計と中財産区特別会計を除く特別会計には、一般会計からの繰入金があり、その総額は 9 億 471 万 9,000 円と前年度より 4,059 万 2,000 円の減額となりました。

第 3、審査意見については 3 点ほど掲げました。

1 点目の「予算執行率等について」の件ですが、先ほど申しましたように収入率、執行率ともに低いと判断いたしまして、その要因を調査した結果、繰越明許費によるものと、予算編成上の課題とがあると申しました。

まず、繰越明許費の件ですが、「別表⑤繰越明許費の決算状況」は、繰越明許費の予算と決算額の動向を調査したものです。

2 年続けて被災した災害復旧事業費などで繰越時に予定していた事業内容の見直しなどがあり、事業費が 1 億 4,750 万 4,000 円と予算不用額が発生しています。

繰越明許費は事業年度に増減額の予算補正ができないことから、こうしたことが起こりえますが、収入となる財源の決算状況も事業費の減に伴い国・県補助金や地方債も減額となっています。

このことが、繰越明許費の収入率、執行率の低い要因になっています。

また、ここ数年の決算において、繰越事業の件数の増、並びに町道や林道整備事業など、繰越事業の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念するものでもあります。

歳入において収入額と予算額との差額が生じている決算については、詳細な内容調査までできませんでしたが、調定額変更と予算額との連動が見受けられず、年度中途の変更に対して適正な補正予算が編成されていないことが見受けられました。特に特定財源の増減は、歳出の事業費の変更あるいは財源組替など適宜対応すべき事項であると判断しています。

また、歳出予算の未執行や多額な不用額が生じていることは、予算審議を行った議会や町民に対して信頼を損なうこととなりますので、今後の予算編成において十分留意いただきたいと意見を述べるところです。

2点目は「税等の滞納処理について」の件です。

資料「別表④収入未済額一覧表」は、一般会計と国保事業、下水道事業及び後期高齢者医療保険事業の3特別会計で生じた収入未済額の状況です。

税等の滞納額と決算書上の収入未済額との違いがあることは、昨年同様に繰越明許費等の未収入財源と生活保護費の返還金の履行期限による調定、及び国保、後期高齢者医療保険の還付金の調整の3件あります。

詳細は別表の各会計の末尾の合計欄をご覧くださいこととし、町税など町民から徴収すべき収入未済額は、全会計で7,740万5,000円と試算しています。これに別途監査報告を行う上水道会計の水道料等の決算書上の収入未済額の推計額5,614万7,000円を加えたと合計で1億3,355万2,000円にもなっています。

収納については、徴収対策本部を中心にした職員の努力によりまして滞納分の徴収率が向上し、滞納総額が前年度の1億6185万3,000円より2,830万1,000円減少していることを評価するものであります。

また、私債権の取り扱いについても、令和2年7月施行の債権管理条例等によって事務的な制度が整い、徴収成果が現れてきたことを認めるものであります。

不納欠損処理については、法的根拠に基づいて適正な処理が行われており、前年度に私債権の整理を行ったことから、不納欠損額は減少しています。

前年度より大幅に減少したものの676万1,000円もの債権を放棄したことは事実であり、今後も公平公正な徴収業務を行うため、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うことに心掛けていただきたいと意見を申し述べます。また、滞納者の状況は数人の大口滞納者の金額が相当なウェートを占めていることや、新規の滞納者が発生していることが調査で判りました。より一層、徴収業務に努力するよう望むものであります。

次に、収入未済額の処理に関連しまして、前述いたしました繰越事業の財源の調定額変更事務、生活保護費の履行期限と調定額との関係、及び調定減に伴う還付未済額の取り扱い、これらの現行の調定事務は誤りとは言えませんが、事務手法について今後の検討課題として取り組むように意見を付け加えております。

意見の3点目、「財政の健全化等について」の件は、総論と基金及び繰出金についての

意見を申し上げております。

なお、財政健全化等の数値につきましては、この後審査した結果を報告いたします。

まず総論として、地方交付税の動向について述べておりますが、普通交付税、特別交付税ともに伸びて、この増額で生じた財源をもとに、財政調整基金や地域振興基金の繰入を取りやめております。

一方、歳出では前年度に増加に転じた公債費は、町村合併後の多額な起債の償還終了に伴い一時的に 4.2%減となりました。しかし、公債費は大規模事業で借り入れた起債の償還が始まり、2 か年続きの豪雨災害、収束を見ないコロナ禍と予測しない財政負担が生じるなど、ますます厳しい財政状況が予測されます。

真に町民のためとなる多種多様な行政施策を展開するために、更なる財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたいと思います。

「基金について」ですが、まず一点目は、目的基金の地域振興基金は平成 29 年度以降、毎年度 1 億円超を取り崩していましたが、今年度の決算では繰入は行っていません。当初予算などで町の総合戦略重点項目の財源に充当されていたものですが、前述のとおり、一般財源の確保により繰入を取りやめたものであります。

意見ですが、基金事業として位置づけられた事業の財源としているならば、事業費の減額等による財源の補正はあっても最後まで基金繰入金で対応し、一方、余剰財源は基金に積み立てればよかったと考えています。是非検討いただきたいと思います。

ふるさと応援基金は竹島関連調査費、福祉の充実、教育関係事業などに 1,348 万 9,000 円を繰り入れて活用されています。一方、寄付金を財源にして 4,414 万 1,000 円を積み立てることができました。

寄付者の意向を尊重し、有効活用を望むものであります。

基金の年度末の状況ですが、財政調整基金と減債基金は、当初予算では合わせて 4 億 6,924 万 6,000 円を繰入れた予算編成をしていたものの、年度末には財源確保によって決算額はゼロとなっています。

基金運用益(預金利息)の積み立てのほか、公共施設整備基金に 1 億 8,316 万 1,000 円、予算積立金とは別に令和 2 年度決算の剰余金の積立金を減債基金に 1 億 3,000 万円していることもあり、普通会計の年度末の基金総額は、前年度より 3 億 8,718 万 3,000 円増の 50 億 6,570 万 3,000 円となりました。

自主財源が乏しく厳しい財政状況を踏まえ、将来の財政運営を的確に見越したうえで、

地域活性化のために積極的な基金の有効活用を望むものであります。

次に、特別会計への「繰出金について」ですが、公営企業会計の上水道事業を含め、公営企業会計法の法非適用の下水道事業、また診療所会計を含む国民健康保険、後期高齢者医療事業など繰出基準に基づく繰出金は国の地方財政対策によって地方交付税等で財源措置されています。

一方、町の政策方針に基づく基準外繰出金ですが、財政分析上では赤字補填の繰出金はないとのことでありましたが、今後も特別会計の運営・経営状況を適正に判断し安易な繰出金の支出には留意するように意見を申し述べます。

以上が、令和3年度一般会計、特別会計の決算審査の意見書の概要です。

続きまして、決算審査と同時に行いました「基金の運用状況の審査について」報告いたします。

定額の資金を運用している用品調達基金と土地開発基金の運用状況について、審査を行いました。

審査の結果、基金の運用状況は表のとおりであり、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められました。

意見といたしまして、用品調達基金については、施行規則を順守した運用を心掛けていただきたいとし、土地開発基金については、将来の基金の需要額を見据え、今後のあり方についてご検討いただきたいとしております。

続きまして、「普通会計の財政健全化の審査」について報告いたします。

普通会計における、健全化判断比率の4項目について審査を行いました。

審査の結果ですが、まず、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

意見といたしまして、赤字関係の比率は黒字決算であることから問題は無く、実質公債費比率は前年度より0.6ポイント上昇、将来負担比率は前年度より7.4ポイント下降している状況です。双方ともに問題の数値ではないと判断されることから、是正改善を要する事項は無いといたしております。

続きまして、「上水道事業会計歳入歳出決算の審査意見」について報告いたします。

審査の期間は、一般会計等の審査と同時に行いました。

審査の手続きは、「決算報告書」などの提出書類が、関係法令に準拠して作成され、上水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸

帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を隠岐の島町監査基準に準拠して実施いたしました。

第2、審査の結果は、提出書類は関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、上水道事業の経営成績及び令和3年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

予算執行状況についてですが、収益的収入は、予算額6億2,002万9,000円に対して収入額は5億9,433万6,000円で収入率は95.9%と低い数値になりました。

水道料の減収が主な要因で、前年度に比べて収入総額で2,387万9,000円の減となっています。

一方、収益的支出額は5億8,436万4,000円で執行率は99.0%でした。

結果、収益事業の収支残高は消費税の算入の関係で決算報告書上では997万2,000円の黒字となっています。

資本的収入は、予算額3億6,329万1,000円に対して収入額は3億3,425万4,000円で収入率は92.0%、一方、資本的支出は、予算額5億7,388万4,000円に対して支出額は5億2,302万6,000円で執行率は91.1%となり、収支で不足する1億8,877万2,000円については、消費税の資本的収支の調整額と損益勘定留保資金で補填されています。

なお、この収入には一般会計からの長期借入金5,000万円が含まれています。

経営状況です。損益計算書による営業収益は、4億413万7,000円で前年度より1,911万8,000円、4.5%の減、うち給水収益は4億305万1,000円と前年度より1,899万7,000円で同じく4.5%の減となりました。

有収水量は65,961 m³ (4.1%) の減少によるものですが、給水人口は77人(0.6%)の減少であることからコロナ禍という社会的要因も考えられるところです。

一方、営業費用は4億9,289万5,000円で前年度より2,765万4,000円(5.9%)増額の決算となり、営業損失で8,875万8,000円となりました。しかし営業外の収支などを合算して、令和3年度は70万6,000円の赤字決算にとどめることができ、当年度未処分利益剰余金は2億93万4,000円の決算となりました。

年度末の利益剰余金には、このほかに減債積立金が240万円増えて1,600万円があります。

第3の審査意見ですが、まず1点目は「健全な企業運営について」の件です。

未処分利益剰余金については、一部の金額を減債積立金と建設改良積立金に積み立てる

処分案が提出されています。

将来の事業計画に伴う財政負担を考慮した中長期的な計画策定のもと、町民の為に健全な企業運営を求めるものであります。

2点目は、「収入未済金について」の件です。

水道料の収入未収金は、決算時には3月調定分が収入時期の関係から収入未済処理扱いされることから決算審査時に担当課から提出された直近の調査数値が滞納の実態ととらえています。

決算書の状況では 5,574万5,000円となっておりますが、審査時点の状況では1,900万1,000円と報告を受けました。

前年度より調査時点の収入未収金は279万1,000円の減となっております。

未納者数は前年度調査時点と同数の193件になっていますが、新規未納者が8名増えて46名います。また50万円以上の大口未納者数は6件653万3,000円と件数、金額ともに減少していますが、徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、町民負担の公正性を確保していただきたいと思うところであります。

続きまして、「公営企業の経営健全化の審査」について報告いたします。

審査の結果ですが、資金不足比率、その算定基礎及び比率が適正に作成されているか審査するものでありますが、書類は適正に作成されていることを認めました。

なお、資金不足比率は、経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、該当比率は生じないことから問題は無く、是正改善を要する事項はありませんでした。

以上をもちまして、一般会計と特別会計、並びに上水道事業会計の決算審査報告と、併せて行いました関係する審査についての報告といたします。

○議長（池田信博）

以上で、「決算審査報告」を終わります。

ただ今から、11時00分まで休憩とします。

（ 本会議休憩宣告 10時45分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時00分 ）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 11時00分 ）

（ 全員協議会開会宣告 11時00分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 11時50分)

(本会議再開宣告 11時50分)

日 程 第 8. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日9月16日及び9月20日は、「決算報告に係る全員協議会」開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

次の本会議は、9月21日に開き「一般質問」を行います。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 11時51分)

以 下 余 白